

# 水道料金体系のあり方について

答 申 書

平成 28 年 3 月 22 日

大津市水道事業経営検討委員会

# 目 次

		 		1
		 		2
の事業環境につい	ヽて	 		2
斗金改定について	S	 		2
斗金体系の見直 し	たついて	 		3
意見		 		5
		 		6
• 新料金表(案)				7
	 の事業環境につい 学金改定についる 学金体系の見直し 意見	 	の事業環境について	

#### はじめに

大津市水道事業経営検討委員会は、平成27年6月に設置され、6名の委員により7回の委員会を開催し以下の検討を重ねてきた。前半4回においては、大津市の新たな水道ビジョンの策定にあたって、水道事業の現状や今後の事業環境、目指すべき将来像及びその実現のための施策方針や主要施策、経営計画などについて検討してきた。また、後半3回においては、前半4回の議論を踏まえ、平成27年12月25日付け「水道料金体系のあり方について」の諮問に基づき、今後の経営環境に相応しい料金体系について検討を進めてきた。

水道は、市民生活や社会活動を営む上で欠くことのできないライフラインの一つであり、 安定して安全な水を供給することは水道事業者としての責務であることから、持続可能な 経営を行うため、継続的に経営の効率化に取り組み、経営に必要な財源を確保することも 重要である。

諮問理由にもあるとおり、今後の経営環境はますます厳しくなると予想され、特に有収水量の減少に伴う給水収益の減少は深刻である。今後、人口減少が予想される中、有収水量が増加する要因は考えにくく、人口減少や有収水量の減少を前提とした料金体系の検討が必要であると考えられる。また、工場・業務用などの大口需要家による地下水利用については、節水の観点からは否定できるものではないが、給水収益の減少など、水道事業に与える影響は少なからずあり、地下水のバックアップとして水道を利用する場合は、一定の固定費の負担を求めるような料金体系とする必要があると考えられる。

以上のことを踏まえ、料金体系のあり方について当委員会において慎重に審議した結果 をまとめたので、以下のとおり答申する。

#### 答 申

水道料金体系のあり方について検討した結果、今後の経営環境や収支見通しから、老朽化する管路・施設の更新や耐震化等の事業実施に必要となる費用に充てる収入を確保するためには、水道料金の引き上げ及び、有収水量が減少する状況においても給水収益への影響が小さくなる料金体系とすることが必要であると判断する。なお、料金改定にあたっては、利用者間の負担の公平性や、一部利用者の改定率が激変することのないよう配慮する必要がある。

#### 1. 今後の事業環境について

#### (1) 人口減少社会の到来と水需要の減少

大津市の人口はこれまで増加傾向を示していたが、平成 27 年 10 月に示された「大津市人口ビジョン」では、今後、人口は減少していくと予想されている。同人口ビジョンに基づき実施した水需要予測では有収水量は減少し続け、それに伴い給水収益も減少し続ける予測となっている。

#### (2) 水道施設の老朽化と増大する更新需要

大津市の管路は高度成長期に布設されたものが多く、今後、これらの管路が耐用年数を迎え更新需要は増大していく。また、6つの浄水場と142の配水池・加圧施設の設備等の更新も必要であり、これら多くの施設については統廃合等を考慮し、効率的に更新していく必要がある。

#### 2. 水道料金改定について

当委員会において審議した中長期経営計画(経営戦略)における今後の収支見通しでは、平成29年度以降、収益的収支は継続的に純損失の発生が予想され、早期に料金の引き上げが必要な状況である。

総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日)では、中長期的な経営の基本計画(経営戦略)を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ることとされており、今後の料金水準を決定するにあたっては、中長期的な投資・財政計画を考慮し検討することが重要であると考える。

また、今後の経営環境に相応しい料金体系とするためには、基本料金や従量料金など、料金体系の大幅な見直しが必要であることから、料金体系を設定するにあたっては、『水道料金算定要領』(日本水道協会)に基づく総括原価方式により実施する必要がある。

#### (1) 料金改定の実施時期

平成 29 年度以降、継続的に純損失の発生が予想されることから、料金改定の実施時期 は平成 29 年 4 月 1 日が妥当である。ただし、今後の見通しについては、現在得ることの できる情報に基づく見込み値であり、中長期経営計画(経営戦略)では 4~5 年ごとに見 直しを実施するとしていることから、計画内容、料金体系のあり方についても、状況に 応じて最新情報に基づく見直しが適宜必要であると考えられる。

#### (2) 料金算定期間

料金改定率の設定にあたっては、中長期経営計画(経営戦略)の投資・財政計画に基づいていることから、料金改定実施時期の平成29年度から計画期間の終期である平成40年度までの12年間とすることが適当である。また、料金体系の設定にあたっては、『水道料金算定要領』では、料金算定期間について「概ね将来の3年から5年を基準に設定する」とされていることから、平成29年度から同計画の見直し時期である平成32年度までの4年間とすることが適当である。

#### (3) 料金改定率

中長期経営計画(経営戦略)の投資・財政計画における経営目標を平成40年度ですべて満足させる改定率として21.4%とすることが妥当である。ただし、実施時期と同様、状況に応じて最新情報等を加味した見直しを行う場合は、それらの情報に基づき算定された改定率とすることも考えられる。

#### 3. 水道料金体系の見直しについて

料金体系を検討するにあたっては、負担の公平性を図ることを大前提として、人口減少などの経営環境の変化や激変緩和などについて配慮する必要がある。これからの時代に相応しい料金体系とするためには、基本料金、基本水量、従量料金、逓増度などを総合的に見直す必要がある。

#### (1) 基本的事項

現行の料金体系では、二部料金制、口径別料金体系(公衆浴場用を除く)を採用している。二部料金制は、基本料金と従量料金から構成され、固定費、変動費をそれぞれ基本料金、従量料金から回収することを基本としており、合理的であると判断できる。また、口径別料金体系は、基本料金を給水管の口径ごとに設定し、口径に応じて使用可能な水量に見合う基本料金とするなど、合理的な基本料金の設定が可能となると判断する。以上のことから、二部料金制、口径別料金体系については現行の体系を継続することが適当である。また、公衆浴場用料金は、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」などの趣旨に鑑み、政策的に一般とは異なる料金体系としており、公衆衛生上の観点から、今後も一定の配慮が必要と考えられるため、公衆浴場用の料金体系を継続する

#### (2) 基本料金・従量料金の割合

ことが適当である。

水道事業は装置産業であり、費用の大部分は有収水量の多寡にかかわらず必要となる 固定費であるため、それらを基本料金として回収すると、有収水量が減少しても給水収 益が大きく減少しない料金体系となり安定した経営が可能となる。今後、水需要の減少 が予想される状況では、なるべく基本料金収入の割合を増加させる必要があるが、大幅 に増加させると一般家庭の基本料金が高くなり過ぎることなどについて配慮が必要であ る。

料金算定期間の収入見込みにおける(基本料金:従量料金)の割合は、現行の料金体系に基づき算定すると(32:68)であり、『水道料金算定要領』に基づき施設利用率を用いて固定費を配分した方法では(36:64)となり、同要領に基づき算定した結果を参考に設定することが適当である。

#### (3) 基本料金

現行の口径別基本料金は、『水道料金算定要領』に基づく理論流量比や断面積比などを用いた基本料金の配賦基準によらず設定されており、口径に応じた適正な料金負担となっていないと考えられる。このため、口径に応じたより適正な料金負担とするためには、『水道料金算定要領』に基づく理論流量比による配賦方法によることが適当である。なお、現行の料金体系において、13・20 ミリなどを同一金額としていることや大幅な料金負担増について配慮する必要がある。

#### (4) 基本水量

基本水量は、現行の料金体系では 10m³ とされており、基本水量までを定額とすることで、その範囲内での水の使用を促すとともに、その部分にかかる料金の低廉化を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的に設定されたものである。ところが、今年度実施した需要家意識調査において、使用量が基本水量の 10m³ まで同料金であることについて、不公平と感じている利用者が 1/4 以上と一定割合存在している。また、現在の『水道料金算定要領』では、節水意欲の増進と公平性の観点から基本水量を付与しない料金体系を原則としている。以上のことから基本水量は廃止することが適当である。なお、基本水量であった 10m³ 以下の従量料金単価の設定にあたっては、一般家庭などの少量利用者の急激な負担の増加とならないよう配慮する必要がある。

#### (5) 従量料金・逓増度

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると『水道料金算定要領』にもあるとおり一律とすることが望ましい。現行は逓増型料金体系となっており、逓増度(最高単価と最低単価の割合で10m³以下は除く)はおよそ1.9となっている。仮にこれを一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に上げる必要があり少量利用者の改定率が非常に大きくなる。

また、逓増型料金体系では、多量利用者の水需要が減少すると従量料金単価の高い水量区画の水量が減少することとなり、水需要の減少以上に給水収益の減少が大きくなることから、経営の安定性の観点からはなるべく逓増度を低く設定する必要がある。

以上のことを考慮すると、逓増度を滋賀県内市の平均値である 1.6 程度に緩和することが適当である。

#### (6) 公衆浴場用料金

「3.(1)基本的事項」のとおり、公衆浴場用料金は政策的に設定されたものであり、公衆浴場の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき滋賀県が指定していることや、公衆浴場設置者間で改定率が大きく変わらないよう配慮する必要がある。このことから、直近(平成26年9月)の入浴料金(大人)の消費税増税の影響を除いた実質改定率4.5%で一律改定とし、基本水量(100m³)の変更などは行わないことが適当である。

#### (7) その他検討事項

その他の検討事項として、従量料金の水量区画の変更、口径別従量料金単価の設定について検討した。需要実態や一部利用者の改定率が大きくなることなどを考慮し、水量区画については現行のとおりとし、水量区画ごとの従量料金単価についてはすべての口径で一律とすることが適当である。

#### (8)新料金表(案)

「2.(3)料金改定率」、「3.(1)~(7)」を踏まえ、設定した料金体系を料金表に表すと、別添「新料金表(案)」のとおりとなり、同表の考え方に沿った改定を行うことが適当である。

#### 4. 附帯意見

#### (1)継続的な投資・経営の効率化の取り組み

「2.(3)料金改定率」の料金改定率の根拠となる中長期経営計画(経営戦略)では、 投資・経営の効率化・健全化の取り組みが記述されている。これらの取り組みについて は継続的な実施と更なる効率化・健全化が望まれるため、絶えず計画内容等の見直しを 行い、一層のコスト縮減が図られるよう努めること。

#### (2) 料金改定等に関する利用者への情報提供

料金改定(値上げ)は利用者に負担を求めることとなるため、その目的や意義について利用者に十分説明する必要がある。また、料金体系の大幅な見直しを行っていることから、各利用者で様々な改定率となり平均改定率と異なる改定率となる利用者も存在する。このことから、料金改定を実施する場合は、その必要性や内容を利用者に分かりやすく情報提供するよう、周知方法、時期等について十分配慮するとともに、必要に応じ、利用者の利用実態に合わせた周知内容の検討や相談窓口などを設けることにより、料金改定に対する利用者の理解を深めるよう努めること。

また、料金改定の根拠となる「湖都大津・新水道ビジョン」重点実行計画及び中長期経営計画(経営戦略)の内容やその進捗状況など、水道事業の概要や経営の情報について、ホームページや広報紙などのあらゆる媒体を活用した情報提供に努めること。

#### (3) 料金改定に伴う補助施策の検討

「3. (7) 新料金表 (案)」に基づき、各給水管口径・使用量における改定率を見ると、大口径で少量利用の場合、改定率が大きくなる。本来、給水管口径の決定にあたっては、利用実態に見合う口径を設置する必要があり、この場合、利用実態に応じた給水管口径に変更することで、結果として料金を一定程度低く抑えられる。このことについて、給水管の減径工事を実施するにあたり利用者において工事費用が必要となるため、「給水管減径補助制度」などの必要性等について検討すること。

なお、同制度の実施にあたっては、「4.(2)料金改定等に関する利用者への情報提供」にもあるとおり、制度の周知方法等について十分配慮するよう努めること。

#### おわりに

当委員会に対し「水道料金体系のあり方について」諮問があり、これまで調査・審議してきた結果を答申としてまとめた。当委員会で設定した料金体系については、持続可能な水道事業を経営するために、経営環境の変化に対応したこれからの時代に相応しい料金体系となっていると考えている。ただし、今後の経営環境が想定を超えて変化することも考えられることから、料金体系のあり方については、その時代にあったものとなるよう継続的な検討が必要である。

当委員会で答申した「水道料金体系のあり方」が、今後の経営環境に対応したものとなり、頻繁に料金改定の必要が生じないことを望むものであり、そのために効率的な水道事業の経営を継続するよう努力されたい。

## 現行料金表

# (1ヶ月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金単価(円/㎡)					
	(円/月)	0-10m³	11-30m³	31 — 50 m³	51 — 100 m <sup>3</sup>	101-200m <sup>3</sup>	201㎡以上
13•20mm	840						
25mm	1,120						
30•40mm	1,380						
50mm	3,240						
75mm	3,540	0	124	153	182	211	240
100mm	4,440						
150mm	8,900						
200mm	14,300						
250mm以上	20,900						
公衆浴場用	5,600	0			60		

## 新料金表 (案)

# (1ヶ月あたり・税抜き)

口径	基本料金	従量料金単価(円/m³)					
	(円/月)	0-10m³	11-30m³	31 — 50 m³	51 — 100 m	101-200m <sup>3</sup>	201㎡以上
13•20mm	1,040		149	173	195	217	240
25mm	2,030						
30•40mm	6,830						
50mm	13,900	E					
75mm	36,310	5					
100mm	81,000						
150mm	218,670						
200mm以上	460,470						
公衆浴場用	5,820	0			63		